

## 名古屋市緑区社会福祉協議会 貸し出し車いすの利用にあたって

この事業は、地域のみなさまからお寄せいただいた賛助会費と赤い羽根共同募金を使って運営しています。

車いすは、名古屋市緑区社会福祉協議会が管理する緑区民の共有財産です。次の方にも気持ちよく使っていただけるよう大切に取り扱いってください。

- 1 貸出期間は、原則として1ヶ月以内です。
- 2 貸し出し及び返却については、年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日を除く平日の午前8時45分から午後5時15分までに手続きをしてください。
- 3 利用者は、利用期間終了後、速やかにご返却ください。利用期間を経過して引き続き利用したいときは、利用期間内に必ず連絡してください。（電話連絡等で結構です）
- 4 返却の際は汚れをふき取った上でお返しくください。
- 5 利用料は無料ですが、故意又は過失により車いすが汚損・使用不能になったときは、相当の弁償あるいは新品により弁済していただきます。

上記の内容に同意いただけない場合は、利用を認めません。

社会福祉法人 名古屋市緑区社会福祉協議会

〒458-0041 名古屋市緑区鳴子町1丁目7-1

【TEL】 (052)891-7638 【FAX】 (052)891-7640

【HP】 [www.md.ccnw.ne.jp/midori-shakyo](http://www.md.ccnw.ne.jp/midori-shakyo)